

苦痛を軽減し、洪水による影響を受けた被奨励者を支援し、できるだけ早く
正常な状態に戻すため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増の第 16 条、第 28 条
および第 36 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り、洪水による影響を受けた被奨励
者の支援措置を發布する。

条件

第 1 項 本措置は、2024 年以降に洪水による影響を受けた被奨励者に適用
する。

第 2 項 企業の所在地は、災害影響地域／洪水の緊急事態の被災者支援提供
区域として宣言が発令された地域内のみに位置しなければならない。

第 3 項 恩典を受けるために申請書を提出する期間を以下のように定める。

3.1 委員会の発布日以前に洪水による影響を受けた場合、委員会が
本布告を発布した日から 6 ヶ月以内に、洪水被害の証拠とともに申請書を提出すること。

3.2 委員会が発布した日から洪水による影響を受けた場合、洪水状
況の終了日から 6 ヶ月以内に洪水被害の証拠とともに申請書を提出すること。洪水状況の
終了日とは、災害影響地域／洪水の緊急事態の被災者支援提供区域の宣言に指定されている
洪水状況が終了する日を意味する。

恩典

第 4 項 新品機械または製造年から輸入年まで 10 年以内の外国からの中古機
械に対して洪水により損害を受けた機械に代わる機械の輸入関税を免除し、法人所得税免除
のために投資金額として計上される。その基準および条件は以下の通りとする。

4.1 保険会社の損害査定書類およびその写真あるいは投資委員会事
務局が認めるその他の書類など機械の損害査定の証拠を提出しなければならない。

4.2 洪水により損害を受けた機械のリスト処分を税負担なしで許可
する。

4.3 損害を受けた機械に代わるために輸入を申請する機械は、その
輸入を一回のみ許可する。

4.4 外国から中古機械を輸入する場合、認可日から 2 年以内に機械
性能、環境への影響およびエネルギーの使用に関して信頼に足る機関からの証明書を取得し
なければならない。

4.5 代替機械の輸入期間を場合に依じて以下のように定める。

4.5.1 既存の奨励プロジェクトで機械の輸入期間がまだ終了していない場合、既存の輸入期間内に代わる機械を輸入するものであるが、適切に応じて代わる機械の輸入期間延長を投資委員会事務局が許可してもよい。

4.5.2 既存の奨励プロジェクトで機械の輸入期間がすでに終了した場合、申請日より認可日から 2 年間まで機械の輸入期間とする。

第 5 項 損害を受けた機械に代わるために国内から購入するおよび/または輸入する機械の実際の生産能力に応じて生産能力の増加を認可する。ただし、国内から購入する機械は新品でなければならない。

第 6 項 洪水により損害を受けたまたは紛失した原材料および必要資材のストックカットを税負担なしで許可する。

第 7 項 本処置に基づく洪水による損害を受けた機械に代わる機械の輸入関税免除および洪水により損害を受けたまたは紛失した原材料および必要資材のストックカットの恩典付与の認可を検討する、ならびに必要なに応じて追加の基準を發布する権限を投資委員会事務局に委ねる。

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）11 月 1 日

ピチャイ・チュンハバジラ

(ピチャイ・チュンハバジラ)

副首相

投資委員会委員長